

令和6年第1回臨時会

神津島村議会会議録

令和6年1月19日 開会

令和6年1月19日 閉会

神津島村議会

令和6年第1回神津島村議会臨時会会議録目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (1月19日) | |
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 開会及び開議の宣告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名について | 5 |
| 会期の決定について | 5 |
| 議案第1号の上程、説明、質疑、採決 | 5 |
| 議案第2号の上程、説明、質疑、採決 | 8 |
| 議案第3号の上程、説明、質疑、採決 | 10 |
| 日程の追加について | 12 |
| 議案第4号の上程、説明、質疑、採決 | 12 |
| 閉議及び閉会の宣告 | 14 |
| 署名議員 | 17 |
| 議案等審議結果一覧 | 19 |

令和 6 年神津島村議会第 1 回臨時会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 6 年 1 月 15 日

神津島村長 前 田 弘

記

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 19 日 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 神津島村役場 2 階会議室
- 3 議 件
 - 1 議案第 1 号 神津島村法面改修工事（村道 14 号線）請負契約の変更
 - 2 議案第 2 号 農業用水施設改修工事（桑沢・高根地区）請負契約の変更
 - 3 議案第 3 号 令和 5 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 7 号）

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林正吾郎君

3番 清水勉君

5番 関真樹君

7番 鈴木国忠君

2番 清水勝彦君

4番 鈴木佑典君

6番 中村親夫君

8番 石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和6年1月19日

(第1号)

令和6年第1回神津島村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和6年1月19日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約の変更
- 第 4 議案第2号 農業用水施設改修工事（桑沢・高根地区）請負契約の変更
- 第 5 議案第3号 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第7号）

追加日程

- 第 1 議案第4号 役場庁舎耐震等改修工事請負契約の変更

出席議員（8名）

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 小林正吾郎君 | 2番 | 清水勝彦君 |
| 3番 | 清水勉君 | 4番 | 鈴木佑典君 |
| 5番 | 関真樹君 | 6番 | 中村親夫君 |
| 7番 | 鈴木国忠君 | 8番 | 石田隆美智君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------------------|--------|
| 村長 | 前田弘君 | 副村長 | 桜井隆明君 |
| 教育長 | 清水一正君 | 総務課長 (情報通信課長兼務) | 鈴木敦君 |
| 企画財政課長 | 高橋寛規君 | 保健医療課長 | 鈴木龍也君 |
| 建設課長 | 浜川浩一君 | 産業観光課長 | 渡辺匡哉君 |
| 教育課長 | 氏井重和君 | 保育園長 | 藤井小百合君 |
| 空港消防所長 | 清水豊君 | | |

事務局職員出席者

事務局長 土谷文康君

傍聴人（1名）

新井正浩君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和6年第1回臨時会を開会いたします。

会議に入る前にお知らせします。

本日、福祉課長、小川徳柁君から欠席の連絡を受けております。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時28分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、4番、鈴木佑典君、5番、関 真樹君を指名します。よろしく
お願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、議案第1号 「神津島村道路法面改修工事
（村道14号線）請負契約の変更」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第1号 「神津島村道路法面改修工事（村道
14号線）請負契約の変更」についてご説明いたします。

本案は、令和5年9月6日、第3回定例会において議決されました請負契約につきまして、

契約変更に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、神津島村道路法面改修工事（村道14号線）。
- 2、変更前の金額、5,929万円。
- 3、変更後の金額、6,054万700円。
- 4、契約の相手方、弁天丸建設株式会社。
- 5、変更前の工期、契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで。
- 6、変更後の工期、契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで。
- 7、支出科目、一般会計、款土木費、項道路橋梁費、目道路新設改良費。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） それでは、議案第1号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約の変更」概要についてご説明いたします。

会議資料の1ページ目をご覧ください。

施工路線は、村道14号線となります。

詳細箇所ですが、温泉保養センター駐車場先の背負崎地区に隣接する法面保護施設となります。

会議用紙2ページ目をご覧ください。

今回の変更設計の要因ですが、ポケット式ロックネット工の上部アンカー10本において、当初設計で岩部用アンカーの設置を予定しておりましたが、現場精査の結果、上部アンカー工の打設位置について、岩塊と土砂が混在した地質であることが確認されました。このため、当初の岩部用アンカーでの設置では実質的に不適合となることから、現場の地質に適合する土中用アンカー工へ変更して施工することとしました。

変更数量の内容としては、岩部用アンカー工35本を25本へ減量変更して、新たに土中用アンカー工10本を追加変更いたします。また、材料の納入期間が1月下旬となるため、工期を115日から130日へ変更いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） アンカー工を岩部用から土中用に変更するという事なんですけれども、具体的にはどのような事なんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 会議資料の2ページ目をご覧くださいと分かりますけれども、岩部用のアンカーについては延長が短くなっております。それで、土中用のアンカー工は、それに対して延長が長いものとなります。岩部用アンカー120センチに対して、土中用のアンカーは213センチ、これで強度を増して施工するという設計になっております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） そうすると、120から213、大体90センチぐらい深く入るということなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 6番議員のおっしゃるとおり、90センチ深く入れます。

なお、土中用アンカーにはストッパー、図面でいうと土圧版というのがついておりまして、これも土の中に入って、引き抜きの防止になる構造となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この契約の金額の変更というのは、岩部用アンカーから土中用アンカーに変更したことによっての金額の差額ということよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 4番議員のおっしゃるとおり、アンカーの値段が違いますので、その分工事費が上がったような形になります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君）　続きまして、日程第4、議案第2号「農業用水施設改修工事（桑沢・高根地区）請負契約の変更」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君）　それでは、議案第2号「農業用水施設改修工事（桑沢・高根地区）請負契約の変更」についてご説明いたします。

本案は、令和5年10月5日、指名競争入札に付しました請負契約につきまして、契約変更にあたり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

1、契約の目的、農業用水施設改修工事（桑沢・高根地区）。

2、変更前の金額、4,947万3,600円。

3、変更後の金額、5,958万7千円。

4、契約の相手方、株式会社五十五。

5、工期、契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで。なお、工期の変更はございません。

6、支出科目、一般会計、款農林水産業費、項農業費、目農業用水施設費。

なお、詳細につきましては、副村長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君）　副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君）　それでは、変更内容についてご説明いたします。

今回の主な変更内容ですが、井戸の位置の変更に伴う配水管の増量と井戸の掘削径の変更、それと送水ポンプの更新が主な内容となります。

資料の④-2、議案第2号、会議資料の2ページをご覧ください。

井戸を設置する場所が、桑沢の東京電力の倉庫敷地内になります。設計の段階では、東京電力さんと敷地の使用許可とか設置位置については協議して決定しておりましたが、工事契約後に東京電力さんのほうから設置位置の変更の要請がありまして、変更いたします。これに伴って、既設受水槽までの配水管の延長が43.4メートルから51メートルに変更となります。

図面のほうを見ていただくと、ちょっと見づらいんですけども、黄色く書かれている部分があると思うんですが、これが当初の設計の位置になります。それが右斜め上、赤い四角

で囲ってありますけれども、この位置に変更となっております。

続きまして、井戸の掘削径の変更ですが、これは図面の4番をご覧ください。4ページをご覧ください。

これは井戸の構造図になります。現行の井戸の掘削径は406.4ミリ、中に挿入するケーシング管、これは井戸の本体になりますけれども、この外径が270ミリになりまして、掘削面からケーシング管までに68ミリの空隙ができます。この空隙に細かい碎石を投入します。

この碎石の役割は、この図面を見ていただくと、下のほうに黒く塗られている部分がありますけれども、ここのケーシングパイプにはスクリーンパイプと呼ばれているんですが、ここには細い穴が空いております。この穴は、ここから地下水を取り込む構造となっておりますので、そういう穴が空いている箇所になります。これは延長的には25メートルあります。ここから地下水が流入してきますので、地下水とともに砂のほうも入ってきますので、その砂をこの碎石が抑える役目になります。この厚さが厚ければ厚いほどを、その砂を防護する能力が高くなるということですので、掘削径を現行のボーリングマシンで掘削できる最大の445ミリに変更して、これによりますと碎石圧88ミリに、2センチほど碎石の厚さが厚くなります。これによってポンプの寿命が長くなるということになりますので、これの変更を行うものでございます。

あと、送水ポンプ場の更新なんですけど、現行の井戸に隣接する送水場の送水ポンプを、令和6年度に更新を予定していたんですが、想定していたよりも経年劣化が著しいということで、ちょっと令和6年度まではもたないのではないかという状況にあるために、これを前倒しで更新して、本工事で更新工事を行うことに変更いたしました。

以上が変更の内容となります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 設置場所についてなんですけれども、事前に東電側と協議されて、ここで大丈夫だよということで入札かけたわけですよ。入札後に、また設置場所がここではまずいから変更してくださいという話があって、変更してくださいというその理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） 東電さんのほうで新たに倉庫、ちょっと何年後かは分からないんですけども、倉庫を設置したいということで、その邪魔にならないようになるべく道路側にとということで変更してくれということでした。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） これ工事はまだ施工されていないということですよ。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） いえ、工事のほうは変更した位置で掘削は行っております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第5、議案第3号 「令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提案理由の説明を、歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 13ページ、民生費のほうの負担金補助、神津島村物価高騰対応臨時給付金（均等割の課税世帯分）670万円、こちらのほうの世帯数と金額。また、その下の（子供加算分）、こちらの195万円、こちらのほうの人数と金額、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） まず初めに、均等割のみ課税世帯分につきましては、1世帯当たりの給付額は10万円となります。対象世帯につきましては62世帯、また、予備として5世帯を見込んでおります。

続きまして、子供加算分、こちらにつきましては、子供1人当たり5万円の給付を予定しております。対象世帯につきましては、非課税世帯としてのお子様は18名、また、均等割のみの世帯としては16名、計34名を見込んでおりますが、そのほかに予備として5名の子供さんの給付を計上させていただいております。

なお、対象の子供といたしましては、18歳以下の子供となります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） こちらはプッシュ型なのか、申請する必要があるのか。こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） こちらの給付に当たっては、いわゆるプッシュ型という形で考えておまして、対象世帯につきましては、村のほうから通知文をお送りして申請いただく形になります。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 11ページの総務管理費の工事請負費。先ほどの説明ですと、主に外壁等防水工事ということで336万円追加ということなんですけれども、外壁等防水工事、この工事内容ですか、修繕内容の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 既存タイル部分の剝離防止施工ということになるんですけれども、傷んでいるタイルの交換もしくは補修をした上で、その上に剝離防止塗料を塗布するという内容になります。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） もうこれを設置すれば、これ以上不具合とか、そこら辺の今までやってきて、もう大丈夫でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） もちろん耐用年数というのもありますけれども、ある一定程度は、剝離防止塗料の塗布を完了した後はもつという想定で考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎日程の追加について

○議長（石田隆美智君） ここで、追加日程についてお諮りします。

ただいま前田村長から、議案第4号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約の変更」の1案件が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、追加日程第1、議案第4号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約の変更」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第4号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約の変更」についてご説明いたします。

本案は、令和5年8月8日、第3回臨時会において議決された請負契約につきまして、契約変更に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、役場庁舎耐震等改修工事。
- 2、変更前の金額、5,905万9千円。
- 3、変更後の金額、6,335万3,400円。
- 4、契約の相手方、稲久土木株式会社。

5、変更前の工期、契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで。

6、変更後の工期、契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで。

7、支出科目、一般会計、款総務費、項総務管理費、目財産管理費。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） それでは、議案第4号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約の変更」についてご説明いたします。

今回の主な変更は、工事の進捗の中で、閉庁せずに業務を行いながらの施工。また、庁舎内の書棚や設置物の移動を考慮しながら、施工可能な変更を加えたことによる増減。また、剝離防止工法のメーカー変更による増減となります。

今回の変更は110項目ありますので、割愛させてご説明させていただきます。

会議資料1 ページ目をお願いいたします。

躯体打ち増し壁の一面取りやめによる変更。黄色の部分でちょっと見にくいですが、申し訳ありません。RC4、黄色部分ですが、RC5、女子更衣室とRC6、産業観光課、環境衛生課の間の壁を鉄骨で補強することを設計会社のほうに要望しておりましたが、外部からの補強を検討しておりました。RC4はその検討の中で設計したのですが、最終的にRC5とRC6はコンクリート補強ということになりました。その際、RC4を削除せず残ってしまっているものです。申し訳ございません。

①、⑤は、鉄骨補強柱設置位置の移動に伴う仕上材数量の変更となります。

その他、堅どい交換の追加及び数量変更となります。

2 ページ目をお願いします。

2階部分、建設課南側窓、④の部分ですが、既存開口部閉塞の追加。設計では、窓を残したまま躯体打ち増し壁としていましたが、閉塞に変更いたしました。

⑫、⑬、書庫ですが、鉄骨補強柱設置位置の移動に伴う仕上材数量の変更となります。

そのほか、堅どい交換の追加及び数量の変更、屋根水切りの交換の追加となります。

3 ページ目をお願いいたします。

3階部分、補強用合板貼りの施工を外部から内部に変更。現設計では、3階は工事に伴う各課の一時退避場所として考え、内部からではなく外部からの施工としていましたが、外部からだと防水シートの貼り替えが多く出てしまうことから、内部からの補強に変更するものです。

そのほか、堅どいサイズの変更、屋根笠木交換の追加となります。

4 ページ目をお願いいたします。

現設計では、新設外壁タイル面への剝離防止工も計上していましたが。剝離防止は責任施工となり、現設計のコニシアクアバインド工法の施工会社が見つからないため、アイカ工業のタフレジックリアガードHD工法に変更し、新設タイルへの塗料を減らしたものによる変更となります。

また、軒どいの撤去・新設の追加、堅どい交換の追加及び数量の変更、副村長室周り給水管の撤去・新設の追加、換気フードの撤去・新設の追加による変更となります。

また、施工内容の変更に伴い、工期も3月29日に変更するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第4号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本臨時会に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和6年第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時05分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 6年 3月 1日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 鈴 木 佑 典

署 名 議 員 関 真 樹

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和6年第1回臨時会

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 審議結果 |
|-------|-----------------------------|----------|------|
| 議案第1号 | 神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約の変更 | 6. 1. 19 | 原案可決 |
| 議案第2号 | 農業用水施設改修工事（桑沢・高根地区）請負契約の変更 | 〃 | 〃 |
| 議案第3号 | 令和5年度東京都神津島村一般会計補正予算（第7号） | 〃 | 〃 |
| 議案第4号 | 役場庁舎耐震等改修工事請負契約の変更 | 〃 | 〃 |